[事案 2019-327] 配当金支払請求

· 令和 2 年 8 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書記載の積立配当金累計額にもとづく解約返戻金の支払いおよび遡及解約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成2年9月に契約した終身保険を解約するため、平成30年11月に保険会社の窓口を訪問したが、積立配当金累計額が9万円程度という話を聞いたため、解約手続きは行わなかった。しかし、以下の理由により、窓口訪問時に遡及して、設計書に記載された積立配当金累計額にもとづく解約返戻金で、解約してほしい。

- (1)契約申込みの際、募集人が設計書を使って説明をした 65 歳時の積立配当金累計額は 665 万円であった。
- (2)保険会社の窓口において対応した職員の説明した積立配当金の金額が、契約申込時の募集 人の説明と大きく異なっていたため、対応した職員に質問をしたが、回答を延ばされたた めに、解約をするタイミングを逃した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、設計書の記載内容に沿って、積立配当金額を示すとともに、 経済情勢によって今後変動することがあり将来の支払額を約束するものではない旨を説明 しており、設計書記載の配当金額が必ず支払われる等の誤った説明はしていない。
- (2) 申立人は、当社窓口で対応した職員が示した解約時支払金額のうち配当金額に納得せず、解約手続を行わなかった。その際、職員が示した解約時支払金額、配当金額は正当であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握する ため、申立人夫妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書に記載された積立配当金累計額にもとづく解約返戻金の支払いおよび遡及解約は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。